

◆共同の配信で掲載か

沖縄の「言論空間」は、常識から懸け離れた異空間などとしてしばしば指摘される。地元メディアが沖縄戦や米軍基地問題などで反対意見を封殺し、歴史や現実を歪曲してきたからだ。民主主義国の中にあつて「言論封殺」が平気で行われる。そんな異様さが沖縄の言論空間とされる。

その代表例が、那覇在住の「ドキュメンタリー作家、上原正稔氏が琉球新報(以下、新報)に連載していた沖縄戦ドキュメンタリー「バンドラの箱を開ける時」の掲載拒否事件だろう。連載は2007年5月下旬から始まったが、08年6月に突如、中断された。拒否された原稿は当時、慶良間諸島の守備隊長だった梅澤裕氏が集団自決の命令を出していないことを証明する内容だった。ところが、新報は集団自決について「軍の強

制「軍命説」の急先鋒に立ち、キャンペーンを張ってきた。だから上原氏の原稿は都合が悪い。それで掲載を拒否、つまり反対意見は封殺するということ拳に出たようだ。

そのため上原氏は訴訟を起した。一審では敗訴したが、7月、福岡高裁那覇支部で逆転勝利した。このことについては本紙7月31日付「沖縄のページ」が「集団自決「軍命説」の誤り立証 原告の上原氏」と詳報した。判決は、新報が合理的な理由もなく上原氏の執筆した慶良間編の掲載を一方的に拒否したと認めるほかないと断じ、「連載執筆契約の

義務に違反し、債務不履行に該当する」とし賠償を命じた。上原氏は「梅澤氏らの汚名が晴らせた」と述べている。

これまで新報も、もうひとつの地元紙、沖縄タイムス(以下、タイムス)は訴訟をまったく報じず、訴訟そのものがまるで存在しないかのよう包装してきた。だが、高裁で敗訴し30日付で初めて報じた。

琉球新報は「連載不掲載めぐり新報社に賠償命令」、タイムスは「琉球新報社に賠償金命じる」との見出しで、申し合わせたように社会面の1段見出しベタ記事だった。新報の出だしは「連載の一部を掲載しなかったのは契約違反だとして、タイムスは「連載の一部掲載しなかったのは契約違反だとして」と、そっくりだ。「一部掲載」のところに「を」が入っているか、いなかだけの違いである。それでタネ記事があるのかと通信社モノを調べてみると

共同通信の配信記事の出だしがタイムスと同じだった。どうやら両紙は共同のものをアレンジして記事にしたようだ。要するに、共同が全国に配信したので、沖縄の地元紙が掲載しないと批判されると考え、アリバイ工作“のように小さく載せたということか。

◆「沖縄戦」の字を削除

ところが、両紙とも肝心の上原氏の連載の中身についてはまったく触れていない。ここぞを讀んでも、どのような連載だったのか、皆目分らない。共同の配信には「上原さんは2007年5月から琉球新報の夕刊で沖縄戦を取り上げた連載を執筆して、「沖縄戦」と書いていた。にもかかわらず両紙は、これも申し合わせたように「沖縄戦」を消し去っているのだ。

なるほど、これが沖縄の言論空間かと改めて、感心、させられる。沖縄戦をめぐる連

共同通信の配信記事の出だしがタイムスと同じだった。どうやら両紙は共同のものをアレンジして記事にしたようだ。要するに、共同が全国に配信したので、沖縄の地元紙が掲載しないと批判されると考え、アリバイ工作“のように小さく載せたということか。

載で新報が「一部掲載」を拒否したとなれば、当然何を拒否したのか読者の関心の的となる。それを防ぐために「沖縄戦」を消し去ったのだらう。何とも姑息な報道姿勢だ。

共同の配信は全国の新聞が見ているはずだが、他紙に載ったか？が、他紙に載ったか？が、どうも他紙は沖縄の言論空間に埋没して

しまっているのか、いさゝか腰が引けている。「バンドラの箱」訴訟の報道は本紙の独走だった。

とりわけ、沖縄県公文書館に保管されている秘蔵の「戦闘参加者概況表」を明らかにしたのはスクープだった(10日付)。これによって集団自決の、ありもしない「軍命」がいかに作られたか、その仕組みがはつきりしたからだ。

◆言論の歪みに歯止め
沖縄戦における集団自決について本紙は7月8日付から「貶められた旧日本兵 『援護法』に隠された沖縄戦の真実」を8回連載した。その中で「軍の命令」と記入することで援護対象になる「からくり」を浮き彫りにした。

「バンドラの箱」訴訟の上原氏勝訴と、本紙シリーズは沖縄の言論空間の歪みに歯止めを掛ける。沖縄にとつてビッグニュースと言つてよい。(増 記代司)



◆新聞◆

沖縄戦の真実証すと連載中断した琉球新報への訴訟を地元紙は封殺